

○ 地方公務員災害補償基金監事監査規程

〔昭和四十二年十二月一日
地基規程第十二号〕

第一次改正 昭和五十一年 七月二十七日地基規程第三号

(総 則)

第一条 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の監事の監査については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）、地方公務員災害補償基金定款及び地方公務員災害補償基金本部文書決裁規程に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(監査の目的)

第二条 監査は、基金の業務の適正かつ効率的な運営を図り、あわせてその会計経理の的確を期することを目的とする。

(監査の方法)

第三条 監査は、書面監査及び実地監査とする。

2 監事は、その職務の執行上必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、基金の職員をして監査に関する事務に従事させることができる。

3 監事は、支部の監査を実施しようとするときは、あらかじめ文書で支部長に通知するものとする。（第一次改正・一部）

4 監事は、支部の監査を実施したときは、すみやかにその結果を文書で支部長に通知するものとする。（第一次改正・追加）

(監査計画)

第四条 監査は、毎事業年度、当該年度において監査を実施しようとする支部及びその日時並びに監査事項等に関する監査計画を作成するものとする。

2 監査は、前項の監査計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ理事長の意見を求めるものとする。

(監査事務に従事した者の義務)

第五条 監査に関する事務に従事した者は、監査によって知り得た事項を、みだりに他に漏らしてはならない。

(監査報告書)

第六条 監査は、監査が終了したときは、その概要を記載し、関係資料を添付した監査報告書をすみやかに作成し、理事長に提出するものとする。（第一次改正・全部）

(事故等の報告)

第七条 基金の業務の運営上の事故その他その業務の運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、関係責任者は、ただちに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和四十二年十二月一日から適用する。

附 則 (昭和五十一年七月二十七日地基規程第三号)

この規程は、昭和五十一年四月一日から適用する。